



號輯特二第變事

週報

號三十四第

日一十月八年二十和昭

- 平津地方の掃蕩 (陸軍省新聞班)
- 事變と帝國海軍 (海軍省海軍軍事普及部)
- 在支邦人の保護 (外務省情報部)
- 銃後の援 (社) (社會)
- 國家總動員の構へ (資) (資源局)
- 暴利取締令の改正 (商) (工商省)

昭和十二年八月十一日 第四十號
 本報の発行所は東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九
 東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九
 東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九

五錢

週報 昭和十二年八月十一日 第四十號
 本報の発行所は東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九
 東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九
 東京市豊町區永田町一丁目一番地
 電話九ノ内(三)五二一九

所 込 申	價 定	官報附録週報別刷
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)五二一九 東京市豊町區永田町一丁目一番地	一部 五錢 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外埠宛に依る地) 要送料 (外埠宛に依る地) 要送料 一ヶ年分未滿宛送希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	昭和十二年八月四日印刷發行 編輯者 情報委員會 印刷者 内閣印刷局 東京市豊町區永田町一丁目一番地 内閣總理大臣官舎内 東京市豊町區永田町一丁目一番地
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市豊町區永田町一丁目一番地 電話九ノ内(三)五二一九 最寄書店・發賣店		

號輯特二第變事

週報

號三十四第

日一十月八年二十和昭

- 平津地方の掃蕩
(陸軍省新聞班)
- 事變と帝國海軍
(海軍省海軍軍事普及部)
- 在支邦人の保護
(外務省情報部)
- 銃後の援護
(社)會局
- 國家總動員の構へ
(資)源局
- 暴利取締令の改正
(商)工省

五錢

週報 昭和二十八年八月十一日 第四十三號 郵政省郵便物認可 毎週一冊水曜日出行 第四十二號 (本書の大きさは函定規格A5判)

官報附録週報別刷

昭和十二年八月四日印刷發行
編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣總理大臣官舎内
印刷局
東京市豊町區大手町

所 達 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(掛)三五二九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一ノ二三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一部 一ヶ年(前金) 二圓四十錢 <small>(外國郵便に依る地) 域は三圓四十錢</small> 一ヶ年分未納配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
	五錢

平津地方の掃蕩	陸軍省新聞班
軍艦と帝國海軍	海軍省海軍軍事普及部
在支邦人の保護	外務省情報部
銃後の後援	社会局
國家總動員の出陣	資源局
暴得取締令の改正	商工省



露光量違いにより重複撮影

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を広く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第三十七號
 - ▽國家と情報宣傳
 - ▽物價騰貴と家計
 - ▽日英通商貿易の現状
- 第三十八號
 - ▽アルゴールの專賣に就て
 - ▽列強陸軍備充實の展望
 - ▽新統治法の實施を論ずる印度の政情
- 第三十九號
 - ▽財政經濟政策の方針に就て
 - ▽地方別に見たる出生率と其の低下傾向
 - ▽乾物干島事件と滿蘇國境問題
- 第四十號
 - ▽派兵に關する政府聲明
 - ▽北支派兵に至る経緯
 - ▽軍機保護の必要性
- 最近に於ける第二十九軍の不法事件
 - 第四十一號
 - ▽派兵後の北支
 - ▽國民心身鍛練運動
 - ▽北支那を觀る
 - 第四十二號
 - ▽邸坊事件以後
 - ▽輸出補償制度の改正
 - ▽支那の抗日團體
 - ▽第七十一回常關國務大臣の演説

本誌より轉載の報告は週報に依る旨を明記し且情報委員實例二部を付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關しての意見は進んで情報委員會に申出られたし

平津地方の掃蕩

陸軍省新聞班

一 北平方面の戦闘

軍は二十八日早曉から、北平周邊の第二十九軍に對し、膺懲戰を開始した。先づ北平南方に於ける状況から述べよう。

壹島部隊は東方から、川岸部隊は南方から、河邊部隊は西方から、南苑の第三十八師に對し攻撃を開始した。我が飛行隊は拂曉時の猛烈なる大雷雨を冒して出動、午前六時二十分頃南苑を爆撃し、爾後地上部隊の戦闘に協力した。日本軍恐るゝに足らずと平素豪語してゐた支那軍も、空中及地上よりする皇軍の猛襲に敵すべくもなく午前八時三十分頃には早くも北方に退却を開始した。

河邊部隊は一部を以て南苑の敵を攻撃せしめ、主力は馬村附近に突進して午前十一時頃南苑東北方地區に進出した壹島部隊と相俟つて、敵の退路を遮断し、南苑に在つた歩兵約四大隊と特科部隊に殲滅的打撃を與へ、第百三十二師長張登禹も戦死するに至り、北平方向に脱出し得た支那兵は總かに百數十名に過ぎなかつた。川岸部隊は南苑の支那兵を掃蕩し、午後三時完全之を占據した。豊台を準備すべき任務を以て殘置せられた部隊中の騎兵隊は其の警戒部隊として西五里店附近に在

つたところ、午後一時頃蘆溝橋及八寶山方面から優勢なる敵の包圍攻撃を受け苦戦したが、二十八日夕北平南方地區より反轉した河邊部隊が到着して此の敵を攻撃し、二十九日午後六時過遂に事變の發生地として、吾人の志る、能はざる蘆溝橋(宛平城)を完全に占據した。

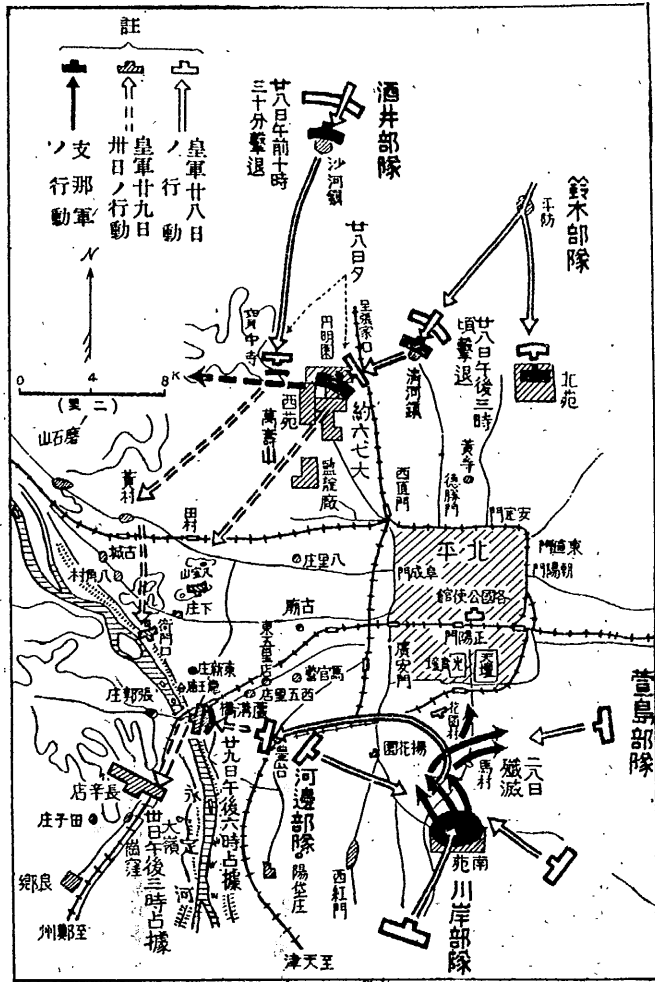
同二十八日北平地方に於ては酒井部隊、鈴木部隊は並列して北平西北方地區に向ひ攻撃を開始した。即ち酒井部隊は早くも午前十時三十分には沙河鎮の支那軍を撃退し、此の頃我が飛行隊が盛んに爆撃を加へてゐた西苑に向ひ前進した。

鈴木兵團は午前十一時より一部を以て北苑に對して警戒監視せしめ、主力を以て清河鎮を攻撃し、午後三時頃之を撃破して前進、二十八日夕には回明園(萬壽山東側)及西苑の支那軍に對し攻撃を準備した。

酒井部隊は午後三時頃西苑西方約二里、山地北端の突角附近に達し、西苑方向を偵察してゐたが、鈴木部隊の到着に伴ひ道路の不良に悩まされつゝ、二十八日夕には萬壽山西方地區に達し、二十九日午前七時頃主力を以て寶中(山)西苑西北方約一里を、一部を以て臥虎山を占據し、午後所在の敵を撃破して前進、午後四時頃主力を以て黃村(北平西方十四村附近)に、一部を以て衙門口に進出、鈴木部隊は西苑の支那軍を撃破して午後五時頃八寶山附近北平西側地區に達した。

翌三十日午後三時頃に至るや、河邊部隊は長辛店及其の西方高地を占據したが、長辛店前面の敵は遠く南方に退却し、良郷以北には敵を見ざるに至つた。

北平附近膠濟戰線經過要圖
(昭和二十七年八月廿九日於ルケ)





南苑

又八月一日鈴木部隊は北苑を占領してゐた獨立第三十九旅の約三千名の支那兵の武装を解除した。

北平城内に於ては二十七日午後迄に在留邦人は北平交民巷の公使館區域内に收容せられた。爾後數中隊の支那兵により同區域は全く包圍せられ有線電話は不通となり、外部との交通連絡は全く遮断せられた。

二十八日夜半に至り宋哲元は後事を張自忠に託し秦德純、馮治安、陳繼淹等を帶同保定に逃走し、城内の第三十七師も亦拂曉前城内を脱出、長辛店方向に退却した。

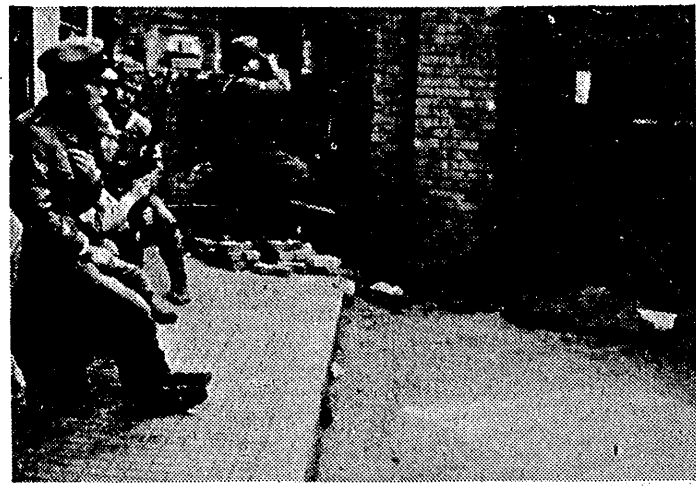
北平城内にあつた第百三十二師の二箇團は八月二日西直門から城外に撤退し、城内の治安は公安局員約一萬二千名で維持せられてゐる。

二 天津及塘沽方面の戦闘

天津附近は二十八日迄は何等不穩の狀勢を認めなかつたが、南方にあつた第三十八師の部隊は逐次天津附近に集結し、市内の各要點を占領しつゝあつたが、更に夕刻に至り支那兵の一部が我を夜襲するやの情報もあつたので、嚴重警戒中幹家墅(天津西部)駐屯の第三十八師第二百二十八團長の指揮する第二百二十八團及獨立第二十六旅第六百七十八團の部隊並に保安隊の有力なる一部は、二十九日午前一時頃から海光寺兵營、飛行場、大倉農場、停車場、鐘紡工場、糧秣集積所等を襲撃して來た。

海光寺兵營南方地區、鐘紡工場、糧秣集積所に於ては拂曉迄に支那軍を撃退することが出來た。飛行場には午前三時より約三、四百の支那兵が夜襲して來たが、我が守備隊の應戦と飛行隊の爆撃に依り、多大の損害を與へて撃退した。唯天津東站停車場は寡兵を以て優勢なる敵歩砲兵の攻撃を受け激戦を交へつゝ、三十日に至つた。

我軍は天津市内に於ては、北平に對せると同様、市民及在留外人に對し戦禍を及ぼすことを極力避けんが爲、武力行使をなさない方針であつたが、右の如く支那側が二十八日夜半から市内各所に於て日本軍及我が居留地を攻撃したので軍は自衛上之に應戦せざるを得ず、又天津市内の治安を維持し、居留民を保護する爲市内に於ける支那軍の主要占據地點を爆撃するの已むなきに至つたが、此の爆撃は支那軍を震撼せしめ、地上部隊の砲撃と相俟つて、廿九日晝間は支那兵をして積極的行動に出づるを得ざらしめた。



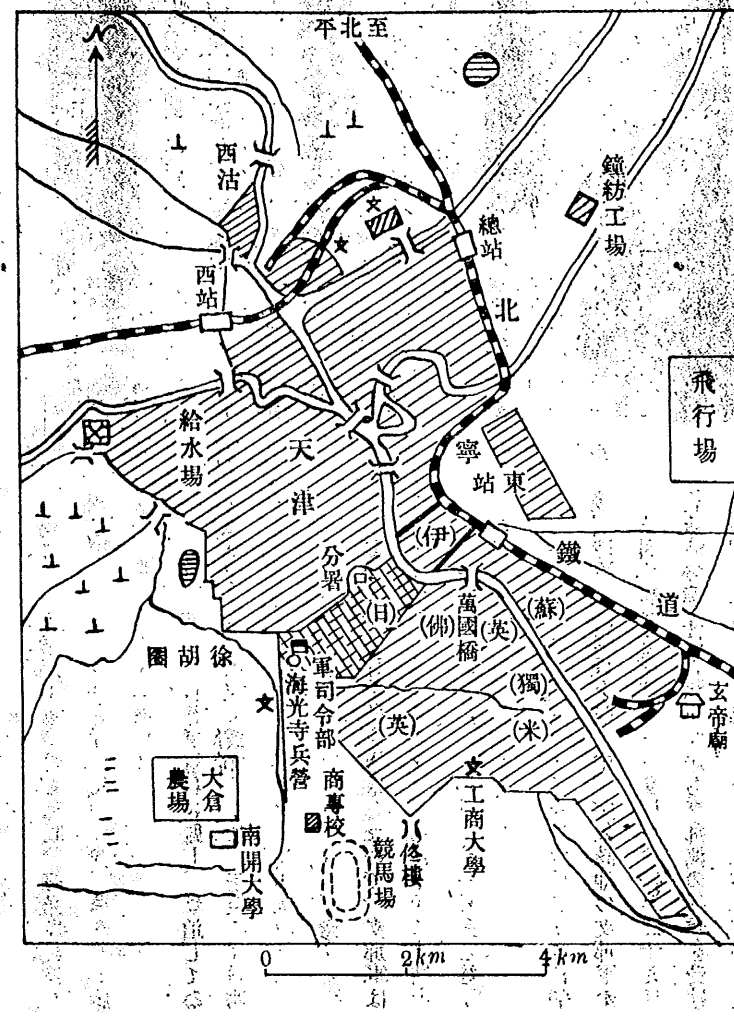
兵我るす戒警てし閉を門鐵の線界租津天

一夜に入り東站停車場に於て二回、海光寺兵營方面に於て數回の夜襲を受けたが、我が勇敢なる將兵は奮戦以て之を撃退した。

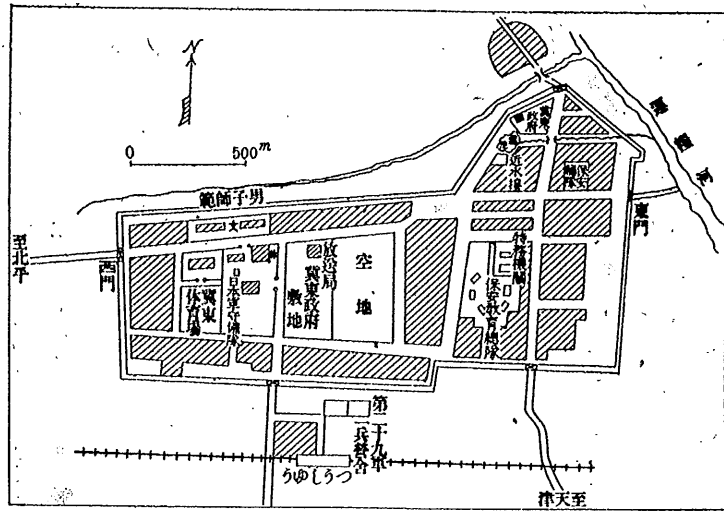
三十日朝來市内は漸次靜穩に歸し、切迫してゐた東站停車場の狀況も緩和せられ、午後には同地附近の支那兵は撤退を開始した。爾後天津部隊は支那街の掃蕩を實施し、我が飛行隊も引續き支那軍の巢窟たる諸建築物を爆撃したので、支那軍は逐次天津南方へ撤退を開始し、馬廠方面に集結中の様である。天津市内の掃蕩は三十一日殆ど終了した。

陸軍運輸部塘沽出張所の舟艇二隻は二十八日午後三時頃大沽附近を航行中、突如該地の支那軍から約四十發の迫撃砲射撃を受け、更に翌二十九日朝塘沽守備隊は大沽方面から支那側の射撃を受けたので、海軍と共に應戦、三十日大沽の支那軍を

圖 近 附 津 天



通州市街要圖



撃砲等を増加して其の射撃は愈々熾烈を加へ、我が死傷者續出し、我が有線電信は勿論、兵舎の一部は破壊せられ、無線電信も亦故障を生じ、外部との連絡は全く絶たれるに至つた。併し乍ら我が部隊は之に屈することなく、志氣愈々旺盛、備人に至る迄銃をとつて應戦し、寡兵能く之を拒止するを得たのである。

正午稍、過構内に集積してあつたガソリンに敵の迫撃砲弾命中して火を發し、又第一線に送るべき銃砲弾を積載した自動車にも敵砲弾命中した爲、自動車十七輛全部焼失して銃砲弾の自爆は約三時間にも互つたが、之は却て敵に多大の恐怖を與へた様で、加ふるに午後三時頃我が飛行機の爆撃により叛亂軍の攻撃は一時鈍るに至つたが、夜に入つても叛亂軍は依然周囲の主堤に據つて射撃を繼續し我が守備隊は之に應戦

攻撃し、午後一時三十分同地を占據した。又午前九時頃溝瀾部隊長以下若干名は舟艇に乗り支那砲艦一隻を擄獲した。

三、通州叛亂事件

冀東防共自治政府の所在地である通州の治安維持に任じてゐた保安隊中、政府長官殷汝耕の直接部下で彼の最も信頼してゐた教導總隊第二區隊が、第二十九軍の煽動に乗ぜられ支那軍戦勝のデマを盲信し、同總隊の殘餘及第一第二總隊を誘ひ、第二十九軍の敗殘兵と共に約三千の兵力を以て二十九日早曉から突然兵變を起した。

我が通州守備隊は午前三時過ぎ、少くも二千名の保安隊の襲撃を受けたので、各兵舎及倉庫を頑強に守備し、或は一部の出撃を行ひ、四周より營庭に侵入した支那兵を撃退した。

午前十時頃支那兵は兵營周圍の土堤により砲兵迫

大 沽 に 於 け る 我 軍





兵我るす撃射てつよに壁城州通

しつ、夜を徹した。

軍司令部に於ては、通州守備隊が冀東保安隊の襲撃を受け苦戦に陥つて居るとの報告を受けたので、直ちに飛行機を以て偵察及爆撃を實施せしむると共に、蓋島部隊主力をして増援せしむる如く處置した。

三十日午前二時三十分頃蓋島部隊増援の報は守備隊に傳へられ、士氣頓に擧がり、加ふるに午前十一時頃我が飛行隊は再び通州の周圍に對して爆撃を行つたので、兵營四周の敵は逐次退却を始め通州北方地區に集結した。蓋島部隊は急行して午後四時二十分通州到着、直ちに市内の掃蕩を行ひ各城門を占領し、爾後該地の治安の恢復維持に任じた。

一方特務機關は二十九日午前三時頃敵の襲撃を受けたので、細木機關長は叛亂保安隊を鎮撫

しようとして冀東政府に赴く途中、政廳前於て悲壯な戦死を遂げ、特務機關員一同は甲斐少佐の指揮の下に防戦に努めたが、衆寡敵せず其の大部は壯烈な戦死を遂ぐるに至つた。

我が守備隊の戦死十八名、負傷十九名、特務機關員細木中佐以下戦死九名である。

通州の居留民は平時内地人約百十名、朝鮮人約百八十名であつて、本事件勃發時は約三百八十名に増加し、市内各所に散在してゐたが、何等不穩の徴候がなかつたので各、自宅にあつた爲、叛亂兵の恣に襲撃する所となつたのは誠に遺憾至極である。

暴戾なる支那兵は非戦闘員たる我が居留民に對し言語に絶する暴虐を敢てし、其の大部分を城門外に拉致して惨殺した。其の残忍なる行爲は誠に耳目を掩はしむるものがあり、神人共に恕さざる所である。守備隊に收容せられた居留民の數は八月二日迄に内地人男四十名、女二十名、小兒十一名、計七十二名を算し、朝鮮人は男十四名、女二十一名、小兒十八名、計五十三名で、收容した屍體數は約百五十名に達し、尙目下鋭意搜索中であり、死者は恐らく百八十名を突破すべく、一部は拉致せられてゐる模様である。

奈良部隊は三十日午前十時四十分北平西北方地區に於て、逃走中の冀東保安隊約三百名を撃破した。敵の遺棄屍體百五十、小銃九十、輕機關銃十一等を鹵獲した。八月二日午前十時頃我が飛行機は燕郊鎮(通州東方約八軒)に集結した叛亂保安隊並二十九軍敗殘兵約二百を爆撃した。

四 彼我の損害

七月七日から八月三日正午迄に於ける我軍の死傷は次の如くである。

區別	將校	準士官以下	計
戦死	二四	三四〇	三六四
戦傷	五九	八一〇	八六九
計	八三	一一五〇	一二三三

之を見るも我軍が如何に勇絶果敢に戦闘したかが判る。

次に本戦間に於ける支那の損害は、詳でないが、軍司令部よりの報告によれば次の如くであり、尙未調査のものが澤山ある見込である。

- 屍體發見數 南苑、行宮附近 二五〇〇(三八師、一三三師)
- 北平西方地區 一五〇(冀東保安隊)
- 武裝解除數 北苑 三三〇〇(獨立三九旅)
- 北平西方地區 四〇〇〇(一三三師)
- 通州 一〇〇〇(保安隊)
- 捕虜數 南苑、行宮附近 一〇〇(三八師、一三三師)
- 南苑兵器數 山砲四門、野砲四門、重迫撃砲三門、輕迫撃砲八門、機關銃(チエツコ式)二百數
- 十、小銃四、五千、拳銃百數十、青龍刀千五百

五 支那中央部の動向及中央軍の移動

蔣介石は廿九日夜南京に於て新聞記者に對し「平津地方に於ける第廿九軍の潰滅は予の責任なり。狀勢悪化と共に中央軍を北上せしめしも宋が停止を求めし爲日本軍に對し組織ある抵抗を不能ならしめたり。日本政府は川越大使に交渉の爲南京急行を命ぜるが如きも、十九日子が發表せる最低限度の四ヶ條の要求を承認せざる限り斷じて交渉に應ぜず。今や事態は全國的となり國民は舉國一致民族闘争に邁進すべき旨の聲明を發表した。

中央軍は依然平津津浦兩線に依り北上しつゝあり、更に第八十四師は平綏線に依り張家口から南口方向に輸送中であるが、八月三日午前下花園、岔道城、榆林堡、新保安等諸所に於て我が飛行隊は其の軍用列車を爆撃し多大の損害を與へた。

之を要するに我軍は七月二十八日以来三日間に於て、第二十九軍の大部を殲滅し平津地方の全體の掃蕩を終了した。

事變と帝國海軍

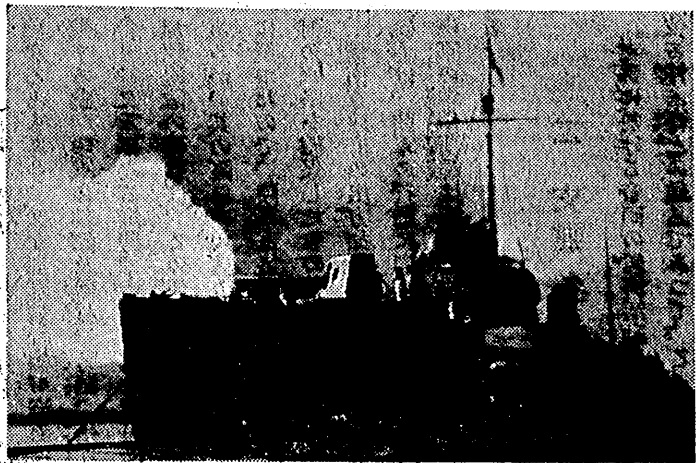
海軍省海軍軍事普及部

今次事變發生以來、我が陸軍は北支の野で華々しく活動して居るが、帝國海軍は一體何所で何をし居るのであらうか。

帝國海軍の行動は、作戰の要求上から秘密にしてあるが、實際に於ては事變勃發以來黙々として所要の準備を進め、機到らば疾風迅雷的の行動を起し得る様既に諸準備を完了して、大部分は満を持して待機し、一部は現に北支に於ける陸軍の作戰行動に對應して活動して居るのである。

而して今次事變に於ける海軍としての役割は、大體次の様である。

- (一) 陸軍の北支に於ける作戰行動に直接的に協同すること。
- (二) 支那各地就中山東、中南支に於ける在留邦人の生命財産の保護、並に帝國の權益擁護の爲に警備任務に従事すること。
- (三) 帝國の事變不擴大方針に拘らず、事態擴大せらるゝ如き場合、之に對處即應するに遺憾なからしむること。
- (四) 第三國の謂はれ無き干渉を未然に抑壓すること。



我が國の艦隊

一 陸軍の北支に於ける作戰行動に對する協同

陸軍の北支方面に於ける行動に對して、海軍としては極力之に協力して最善の努力を拂ひつゝあるが、其の主たる任務は海上の制壓と警衛とである。

支那の海軍は現在巡洋艦九隻、砲艦二八隻、河用砲艦二三隻、其の他を併せて全體で合計一〇六隻、約七萬噸を有し、中には寧海、平海等の新鋭の巡洋艦もある。又海軍航空處には水上飛行機若干を有し、上海の海軍兵器廠では飛行機の製作も可能であるが、何れにしても支那の海軍航空勢力は大したことはない。而して帝國海軍はこれ等支那海軍に對し、支那海全體に亘り完全なる制海權を確保して居る。されば我が陸軍は何等の不安なく海を渡り、内地との連絡交通に付て少しの心配もなく、北支に於

て思ふ存分の活動が出来る譯である。乍併、上海事變當時、軍艦出雲の側で支那側の機雷が爆發した様なこともあり、又支那軍飛行機が海上に飛び出して来ることも有り得るから、海軍としては萬全を期する爲、陸軍の部隊及器材、彈藥、糧秣等の海上輸送に對して、直接或は間接に輸送船隊の護衛に當り、又重要な港灣、水路の安全確保に任じて居る。去る七月二十九日、三十日の大沽に於ける我が驅逐隊の砲撃は、この任務遂行の一端である。白河は天津に直接通ずる水路で、重要な交通線であるが、其の河口の大沽に占據してゐた支那軍は、我に敵對行爲を執り、白河の安全が脅威せられるに至つたので、陸軍と協同之を砲撃し、陸軍飛行機の爆撃と相俟つて同地に居つた支那兵を掃蕩、白河の水路を確保したものである。

尙南京政府の出方如何に依りて、今後北支那の事態更に悪化し、軍事行動範圍一層擴大せらるゝに至らば、陸軍の行動に應じ我が海軍の協同範圍も之に伴うて擴大するのは必然であるが、之に對する海軍の準備萬端は悉く完整し、我が將兵は牢固たる覺悟を以て實力の満を持し、士氣極めて旺盛である。

二 支那各地の警備

支那に於ける帝國の經濟活動は、滿洲國に於けるものと共に數十年に亙る我々日本人の苦心經營に依る汗と膏との結晶であつて、これが我國の國際收支に重要な役割を爲して居ることは今更申述べ

る迄もない。一方現在の世界は、各國夫々其の經濟活動の繩張りを嚴重にして殆ど他國が之に這入り込めない様にして居るが、獨り支那は門戸開放、機會均等の主義の下に、各國が自由に經濟活動を爲し得る只一つの自由市場であるのみならず、國內は資源豊富であり又支那の四億の民の消費は莫大なるものとなり得る。従つて支那は我國にとつて現在は勿論將來とも最もよい市場であつて、今日日本が支那に有して居る經濟活動の地盤は、日支共存共榮を根本方針として之を守り立て、行かねばならない。即ち帝國海軍はこの見地に立つて、支那沿岸、揚子江流域に常時艦船を配し、帝國領事官憲と共に在留邦人の保護、帝國の有する各種權益の擁護に任じ、更に日支親善關係の増進に努力して居るものであるが現在配備中のものは、

- 第三艦隊 (司令長官 長谷川中將)
- 旅順要港部 (司令官 前田少將)
- 馬公要港部 (司令官 和田少將)
- 駐滿海軍部 (司令官 日比野中將)

の艦艇であつて其の數約三十隻である。

右の内、駐滿海軍部の臨時海軍防備隊附屬艦艇は、北滿の國境河川黑龍江及松花江流域にあり、旅順要港部艦船は渤海灣附近に、第三艦隊の中、下村少將の率ゐる一部は青島を中心に、第三艦隊司令官直率の軍艦出雲は上海を中心に、谷本少將の率ゐる一部は揚子江流域に、更に大熊少將の率ゐる一部

及馬公要港部艦船は南支一帶に在つて警備に従事して居る。本年七月下旬現在の警備艦船の配備は左表の通りであるが、在留邦人数最も多く、且各種對外關係複雑なる上海には、新式機械化する我が海軍陸戦隊駐屯し、尙其の一部を漢口に分派し、艦船と協力嚴重なる警備を實施して居る。

支那沿岸各地警備艦船

地名	警備艦及陸戦隊	地名	警備艦及陸戦隊
塘沽	驅二	長沙	砲一
芝罘	驅一	宜昌	砲二
青島	巡二	重慶	砲一
上海	巡一、砲二、驅二、陸戦隊	福州	巡二
南京	砲一	廈門	巡一
漢口	巡一、砲二、陸戦隊	汕頭	砲二
		廣東	東門

三支那の反日

南京政府は年來反日政策を執り、之を國內統一の具として居ることは周知の通りであるが、近來は排日、反日より抗日、悔日(日本を悔る)と進み、最近に於てはこれ等各種の紛争は海軍の警備區域に關係あるもの丈でも次に示す如く殆ど絶え間なく起つて居る。

- (1) 上海中山事件
昭和十年十一月九日 上海特別陸戦隊一等水兵中山季雄射殺せらる。
- (2) 汕頭事件
昭和十一年一月二十二日 角田巡查出動の途中狙撃せられ即死す。
- (3) 上海養生事件
七月十日 狙撃せられ死亡す。
- (4) 長沙事件
八月二十日 邦人經營の一旅館(都中陸軍武官宿舍)玉突場に爆弾を投じたるものあり、玉臺其の他を破壊し邦人一名負傷す。
- (5) 成都事件
八月二十四日 大毎記者渡邊洗三郎、上海毎日記者深川經二、滿鐵上海事務所員田中武夫、在漢口商人瀬戸尚は成都に滞在中暴漢に襲撃せられ渡邊、深川の兩者は死亡、田中、瀬戸は負傷、何れも所持品を悉く掠奪せられたり。
- (6) 北海事件
九月三日 中野順三、民衆に依り殺害せらる。
- (7) 漢口事件

(8) 九月十九日、日本租界境界線に於て勤務中の吉岡巡査は白晝狙撃せられ即死す。
上海田港事件

九月二十三日午後八時二十分、上海共同租界内を散步中の山雲乘組水兵三名は支那人の爲後方より狙撃せられ一等水兵田港朝光は即死、一等水兵八幡良胤及二等水兵田利葉義已は重傷を負ひたり。

(9) 湘潭事件

九月二十七日、日清汽船事務所及倉庫に放火を企てたるものあり。

(10) 上海高瀬事件

十一月十一日、笠置丸船員高瀬安次狙撃せられ即死す。

(11) 山東省海岸漁船抑留事件

昭和十二年三月十一日、荒天の爲、山東高角附近に避泊中の我が漁船二隻を不法抑留す。

(12) 汕頭青山巡査事件

昭和十二年五月二十二日、汕頭帝國領事館青山巡査は支那警察局員の爲、家宅侵入不法拘引の上、拘留せられ暴行を受く。

(13) 物海灣漁船不法射撃事件

昭和十二年五月二十三日、日本漁船第一長州丸、第七島戸丸は白河河口に出漁中、支那税關

監視船の追跡射撃を受け第一長州丸船長負傷す。
而してこれ等の事件には日貨排斥等我が正當なる經濟活動の妨害壓迫は附物となつて居るが、日本在住の支那人が如何なる場合にも我が官憲の保護を受け、隣人の愛護に依りて安全明朗なる生活を享樂しつゝあるに拘らず、我が在支同胞が生命の危険に曝され、我が權益の侵害せられるのはまことに遺憾に堪へない、然るにも拘らず、我が在支同胞が、何時野性を發揮するか知れぬ支那人の中に伍して、我々營々として國家發展の最前線に活躍しつゝある勇氣は洵に偉とせざるを得ない所である。
而して今次事變發生するや、南京政府は反日宣傳に狂奔して國內の抗日熱を煽り、藍衣社及共產黨等は相呼應して抗日に暗躍しつゝあるので、支那全土には今や狂暴なる抗日機運瀰漫し、各地在留邦人は將に反日の坩堝中にあるものと謂はねばならぬ。

四 隱忍の桎梏警備任務

斯の如き邦人迫害に對處し、酷熱と瘴癘惡疫の集積にあつて、忍び難きを忍びつゝ、自重自戒、所在領事官憲と協力し、克く儼然たる無言の武威を以て、我が在留邦人の保護に萬全を期する我が艦船の警備の苦心と、日常起居の困難とは、局外者の到底想像し難き所である。

日支間に紛争が生じた場合、直ちに實力を行使するであつたならば、我々武人として執るべき處置は簡明直截であるが、實力行使の結果、無辜の良民に災害を及したり、或は日支間に深い溝を作

り、又は在留邦人が全部引揚げねばならぬ様になつては、數十年來苦心經營の地盤は一朝にして無に歸するに至る虞がある。斯様なことにならぬ様に而も帝國の威信を傷けぬ様に處理して行くことは竝大抵の苦心ではない。今次事變勃發以來、帝國海軍は不擴大の方針を堅く守つて、北支以外の各地に事變の波及しない様に凡有努力を續けて居るのであるが、遺憾乍ら前述の如く反日抗日意識は益々深刻化して今日の情勢に於ては何時何所で不祥事件が突發するか分らぬ迄に立到つて居る。一度何所かて不祥事件が起らんか、直ちにこれは全支に飛火して、支那全體は蜂の巣をついた様になる虞が多分にある。斯の如き事態に立到ることは支那自身の爲に決して利益でなく、又日本としても致し方に望ましからざる所であるが、支那側が自ら求めてこの様な破目に導く以上日本としても致し方がない、隱忍自重にも限度がある。現在の情勢で進み、支那側が益々固に乗つて來るならば、在留邦人の生命財産は勿論、我が權益も彼等の侵害に曝され、帝國の威信も傷けらるゝに至るであらう。今後共帝國海軍は忍べる丈は忍び耐へられる丈は耐へるが、萬一右の如きに立到らば帝國海軍は斷乎として干戈を執つて立たねばならぬ。而して之に對する覺悟と準備は既に成つて居る。

五 結 び

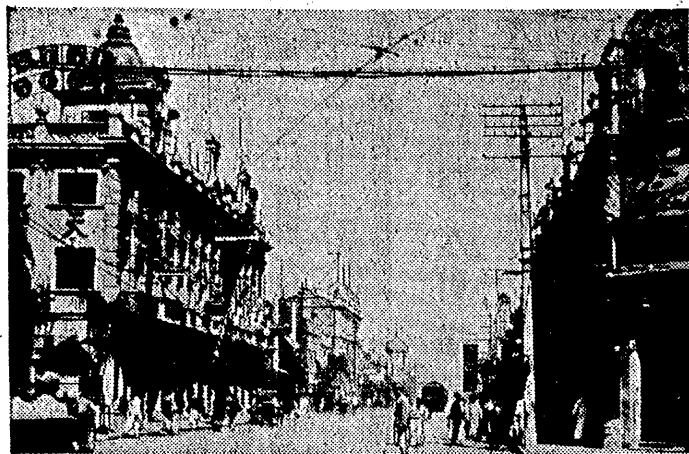
以上海軍の立場から、北支事變に付て述べたが、今次事變に於ける海軍の任務が機微且困難であつて、如何に苦心を要するかは大體了解出來たと思ふが、更に考へねばならぬ重要なことが尙一つあ

る。即ち、支那に於ては列國の權益が錯綜して居る上、支那は以夷制夷の政策に基き列國の干渉を企圖することは當然あり得ること、第三國の不當なる干渉、壓迫を受くるに至る虞が多分にある。之に對しては帝國の軍事行動は勿論、帝國全體として行動を從來通嚴重公正ならしむることが根本要件であることは言ふ迄もないが、これと共に外交方面の活躍に期待する反面に於て、帝國海軍が其の威力を以て西太平洋の議に毫末の不安ならしむることは最も必要である。海軍としてはこの方面にも萬遺漏なき様、肝膽を砕いて居る。

斯く觀じれば、今次の事變は支那に付てのみ考へても頗る機微にして困難なる問題があり、更に國際的にも幾多の波瀾を包藏して居る。されば帝國としてはこの際よく肚を据えて、事態を精察し、靜平、慎重事に臨み、今次事變の光輝ある結末を見る如く、舉國一致、大地に足を踏みしめて善處すべきである。

香港總領事館管内在留邦人口統計表

地名	内地人	朝鮮人	臺灣人	合計
秦皇島(山海關)	三三二	三〇七	—	六三八
昌黎	一五六	二四七	—	四〇三
芝罘	二六三	二二六	—	四八九
龍口	一一五	六	—	一二一
威海衛	一三三	一二	—	一四五
青島	二九〇八	一五五	—	三〇六三
萊蕪	五五五	六六	—	六二一
四方	一五五	六	—	一六一
滄口	一八三	三八	—	二二一
水滸	四二	六	—	四八
坊子	一一三	一	—	一一四
濟南	一八九三	一五五	—	二〇四八
張店	二六三	二五	—	二八八
周村	一三五	二	—	一三七
青州	五三	—	—	五三
博山	一八四	—	—	一八四
淄川	三五〇	—	—	三五〇
上海	二六三三	—	—	二六三三
蘇州	七六	—	—	七六
杭州	一九	—	—	一九
南京	—	—	—	—
鎮江	—	—	—	—
蕪湖	—	—	—	—
九江	—	—	—	—
南昌	—	—	—	—
漢口	—	—	—	—
漢陽	—	—	—	—
大冶	—	—	—	—
武穴	—	—	—	—
沙市	—	—	—	—
長沙	—	—	—	—
重慶	—	—	—	—
宜昌	—	—	—	—
福州	—	—	—	—
廈門	—	—	—	—
汕頭	—	—	—	—
廣州	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—
天津	—	—	—	—
北京	—	—	—	—
濟南	—	—	—	—
青島	—	—	—	—
徐州	—	—	—	—
鄭州	—	—	—	—
太原	—	—	—	—



天津日本租界旭街

事變當初から外務省に於ては、七月十一日閣議決定に係る現地解決、事件不擴大の根本方針に基いて、在支邦人の保護措置に付き豫め充分なる研究を重ね、必要なる準備を講じて居る。即ち事變發生と同時に、外務大臣から在支各領事に對し努めて管内の居留民を自重せしめ、苟も我方から支那側を刺戟して事端を發生せしむるが如きことの無いやうに注意を與へると共に、各領事をして地方支那官憲に對し、居留民の保護に付き萬全の措置を採り、又排日の取締をなすこと等を申入れさせた。又萬一事變擴大の場合に備へる爲、鄭州、太原の如き僻地の地方の外務官憲に對しては、

居留民保護の方針

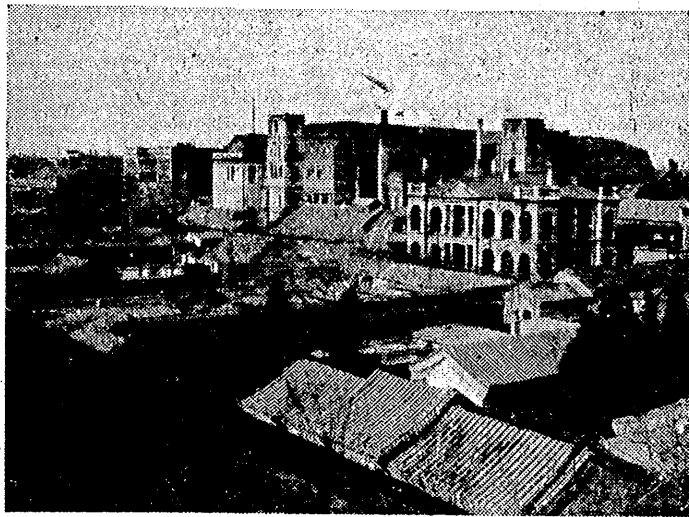
香港管内全部	内地人	朝鮮人	臺灣人	合計
香港	一四一五	一〇〇	一七九	一六九四
天津	一四一五	一〇〇	一七九	一六九四

情勢に應じ居留民に關する措置を終つた上、適宜安全地帯に引揚げるも差支無き旨を訓令した。然しながら居留民の引揚は多年困苦と戦ひつゝ獲得した經濟上の地盤に對し、極めて大なる損失を來たずのみならず、七月末はあたかも取引決済の時期でもあり、居留民一般の引揚は、極めて慎重なる態度を探り、特に内地への引揚は出來得る限り之を避けることとし、成るべく最寄の安全都市へ收容する方針を探り、例へば、張家口、張北の居留民は北平へ、芝罘、龍口、威海衛の居留民は大連へ、坊子、張店、周村、青州、博山、淄川、膠濟鐵道沿線の小都市及濟南の居留民は青島へ、又蘇州、杭州、南京、鎮江、蕪湖、九江及南昌等の居留民は上海へ、漢陽、大冶、武穴、長沙、宜昌、重慶等揚子江上流の居留民は漢口へ、更に又、福州、厦門、鼓浪嶼、汕頭の居留民は臺灣へ、廣東の居留民は香港へ、雲南の居留民は河内へ夫々引揚げる計畫を樹てた。

三 邦人引揚狀況

八月三日現在に於ける在支邦人の引揚總數は約三、一七四名で、これらを地方別に概説すれば大要左の通りである。

北平 北平地方は事變の中心地なる關係上、最も早くより引揚を開始し、先づ七月十四日約三〇〇名(内朝鮮人二〇〇名)天津へ引揚げたのを手始めとし、七月十七日迄に約一、〇〇〇名(天津へ引揚げ、又残留者は七月二十七日正午迄に交民巷(公使館區域)に收容せられた者内地人一、〇五一名、朝

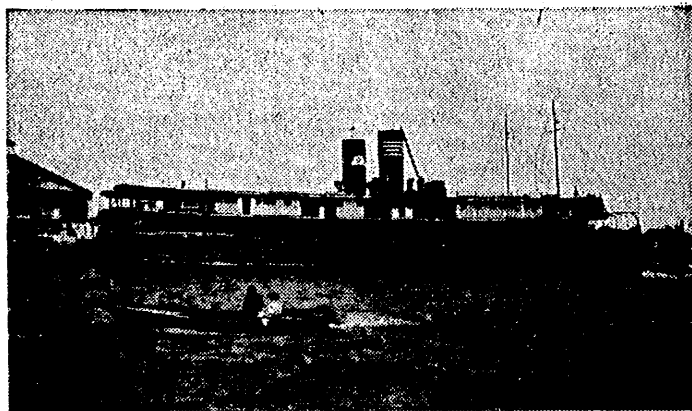


北平交民巷公使館區域(城)

鮮人一、二八二名に達した。これら引揚の邦人は交通杜絶の爲、食料品、野菜等の供給不足し、又支那人商人は日本人への賣捌きを憚かる等の爲、物資缺乏、物價騰貴の状態にある。

天津 當初同地は北平方面よりの引揚地であつたが、事態の悪化と共に在留民の保護必要となり、同地特別第一區在留邦人は全部二十九日日本租界に引揚げ、特別第三區在留邦人も同三十日租界に引揚げた。

通州 通州は七月二十九日早朝第二十九軍の敗殘兵の襲撃に續き、突如冀東保安隊第一、第二大隊が襲返つた爲、約三百に近い在留邦人と數十名の滯在者は慘虐に遭ひ、八月二日迄に判明せる生存者は内地人七十一名、朝鮮人五十九名、計百三十名であつて、他は恐らく悉く事變の犠牲となつたものと見られ、其の慘狀言語に



重慶、宜昌、沙市、長沙、漢口方面へ引揚げる豫定である。

揚子江上流 揚子江上流地方即ち重慶、宜昌、沙市、長沙等の在留邦人の保護は同地方が交通不便の地域に位置する爲成るべく早く引揚げる要があり、大體これら上流在留者は差當り漢口、上海に引揚げしめる方針である。然るに最近揚子江の増水甚だしく、汽船の廻行が漢口より宜昌迄四日間、更に宜昌から重慶迄五日間を要する状態なので、七月二十四日以来重慶に在る宜昌丸を停船せしめて、萬一の場合に備へることとした。しかして同地方の引揚手配は重慶八月一日出帆の宜昌丸、宜昌八月一日出帆の長陽丸、沙市は同じく長陽丸、長沙は八月五日何れも漢口方面へ引揚げる豫定である。

杭州 居留民九名及領事館警察署員家族十四名は七月三十日上海に引揚げた。

潮州 臺灣籍民三十名は事變以來潮州市民の壓迫に耐へ兼ね七月二十九日全部汕頭に引揚げた。

雲南 居留民三十名は八月三日河内に引揚げた。

(以上八月三日現在の状況)

銃後の後援

社 會 局

我々日本國民は戰場に立つも立たぬも皇國に盡す途に變りは無く、義勇奉公の精神は何人と雖も敢て人後に落つるものではない。銃後の一般國民は擧つて出動軍人の鼓舞激勵に當り、其の家族、遺族の慰藉並に扶助に萬全を期し、舉國一致難局打開に邁進すべきは正に當然の責務であつて、昨今物心兩方面に互る後援の赤心が澎湃として巷に満つるを見る時、益々意を強うするに足るものあるを感せしめられる。

銃後の護りは時の平戦を問はず夙に軍事扶助法、軍人援護資金、各種軍事扶助團體等に依つて實施せられつゝある所であるが、かゝる事變に當面しては國民の之に對する認識を一層深むると共に事業の強化徹底を圖り萬遺憾なきを期せねばならぬ。仍つて茲に銃後の施設に付若干の紹介を試みることにする。

軍事扶助法は兵役の重任に服する者をして後顧の憂なく安んじて其の責務を完うせしむる趣旨を以て大正六年制定せられ、昭和六年並に本年三月の二回に互つて改正せられたもので我國軍事扶助事業の樞軸をなすものである。

如何なる者が扶助を受けるかに付ては第一條「傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス」と規定されて居る。便宜上被扶助者の資格を列記すれば左の通りである。



會人婦防國る配を發問慰

一 傷病兵

(1) 陸海軍下士官兵にして戦闘又は公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り、之が爲一種以上の兵役を免ぜられたる者。

茲に一種以上の兵役を免ぜらるゝとは現役、後備後、後備兵、補充兵、國民兵役の階段の一階以上を免ぜらるゝことを謂ひ、例へば前記の原因に因り現役を免ぜられて後備後乃至國民兵役の何れかに轉役を命ぜられ或は兵役を全然免除せらるゝが如き、又後備、後備に在りし者が國民兵役に轉せしめられ或は兵役免除となるが如き場合を指すのであつて、以下之と同様である。

(2) 故意又は重大なる過失に依るに非ずして現役中又は應召中傷病を受け又は疾病に罹り之が爲一種以上の兵役を免ぜられたる者。

二 傷病兵の家族

(1) 傷病兵の配偶者又は子にして現に之と同一の家(戸籍)に在る者(但し養子は家督相続人に限る)。

(2) 傷病兵に依り扶養を受くべき者にして其の兵役を免ぜられたる時より引續き之と同一の家(戸籍)に在る者。

茲に扶養を受くべき者とは民法に基き傷病兵より扶養を受くる権利のある者を謂ひ、其の中配偶者及び子に前記に該当するが、其の他例へば傷病兵の父母、祖父、母、孫等の直系血族及傷病兵の兄弟姉妹は素より、妻及傷病兵が戸主なる場合の其の家族等が之であつて以下之と同様である。

三 傷病兵の遺族

(1) 戦死したる下士官兵の配偶者又は子にして現に下士官兵の死亡の時屬したる家に在る者(養子は家督相続人に限る)。

(2) 戦死したる下士官兵に依り扶養を受くべき者にして其の死亡の時より引續き同一の家に在る者。

(3) 戦死したる下士官兵に依り扶養を受くべき者にして下士官兵が入營若しは應召したる時之と同一の世帯に在り且引續き其の世帯に在る者。

右に該当する者が現役兵の入營、下士官兵の應召、傷病若しは死亡又は傷病兵の死亡の爲生活すること困難なる實情に立至つた時は本法に依る扶助が開始せらるゝものであつて、扶助を受けんとする者は地方長官に申請すべきことになつて居るが、實際の場合には市町村役場なり近所の方面委員在郷軍人會員、町會役員等に申出れば夫々熱心に便宜を圖つて呉れる筈である。又地方長官に於て必要ありと認むるときは假令出願のない場合であつても積極的に扶助を行ふことも出来るの

三 傷病兵の遺族

(1) 戦死したる傷病兵の配偶者又は子にして現に傷病兵の死亡の時屬したる家(戸籍)に在る者(養子は家督相続人に限る)。

(2) 戦死したる傷病兵に依り扶養を受くべき者にして其の死亡の時より引續き之と同一の家(戸籍)に在る者。

(3) 戦死したる傷病兵に依り扶助を受くべき者にして傷病兵の兵役を免ぜられたる時之と同一の世帯に在り且引續き其の世帯に在る者。

四 下士官兵の家族

(1) 現役兵又は應召中の下士官兵の配偶者又は子にして現に之と同一の家(戸籍)に在る者(養子は家督相続人に限る)。

(2) 現役兵又は應召中の下士官兵に依り扶養を受くべき者にして其の入營又は應召したる時より引續き同一の家に在る者。

である。

扶助の種類は左記の通りであるが、其の限度は各府縣の事情に依り夫々異なつて居るので此處では便宜關東地方に在るA府と中國地方のB縣の場合を例示するに止め度い。

一 生活扶助

居室に於て又は收容して生活費を扶助するものであつて、居室の場合は一人一日市部に於ては五十錢(A府)、三十五錢(B縣)、郡部に於ては四十錢(A府)、三十錢(B縣)となつて居り何れも一世帯の扶助人員の多くなるに伴ひ其の一人當の扶助額は減されることになつて居る。又收容の場合はA府に於ては居室の場合と同額であり、B縣に於ては夫々五錢宛高められて居る。

二 醫療扶助

居室に於て醫療を受ける場合の費用はA府に於ては原則として一人一日五十錢以内とし尙必要あるときは實費を支出することが出来る。又B縣に於ては藥治料十五錢、處置料二十錢、手術料一圓、検査料に注射料五十錢、文書料二十五錢、處方箋料二十錢、其の他齒科醫療等詳細定められて居る。病院療養所等に收容されて醫療を受ける場合の費用支出額は原則としてA府は一人一日二圓五十錢、B縣は二圓五十錢以内に規定されて居る。

三 助産

- (イ) 居室の場合 一人一回 十二圓(A府) 七圓(B縣)
- (ロ) 收容の場合 分娩料 五圓(B縣)

入院料 一圓五十錢(A府) B縣

四 生業扶助

- (イ) 生業に必要な資金、器具、資料の貸與又は給與の場合 百五十圓(A府) B縣
- (ロ) 生業に必要な技能を授くる場合(主として傷痍軍人に對するもの) 二十錢(A府) 二十錢(B縣)

居室 一世帯一日 六十錢(A府) 七十錢(B縣)

此の法律施行の實績を見るに、最近一箇年に於て扶助せられたる實人員は十一萬一千五百餘人、其の戸數三萬三千六百餘戸に上り又扶助に要した經費は二百八十九萬七千餘圓となつて居り、更に本年七月より改正法を實施し扶助の範圍を擴大した結果人員に於て一箇年約二萬一千餘人、經費に於て約百四十萬圓を増す見込である。

尙此の軍事扶助法施行に要する費用の豫算は、將來情勢に依り扶助を要する者の増加を來たし豫算に不足となつてゐる。

右は法律に依り全額國費を以てする軍事扶助であるが故に、扶助の資格を相當限定して居るが、右に該當せざるも例へば事實上配偶者であつても未だ戸籍に入つてゐない者や、或は伯叔甥姪其の他遠縁の者であるが同一世帯に在つて扶養を受けてゐた者等尙扶助の必要ある者も相當存在するのであつて、これ等の扶助に付ては各府縣に於て市町村、各種軍事扶助團體と協力して扶助の實を擧ぐるに遺憾なきを期して居る。

先づ各道府縣に存在する軍人援護資金は素と戦時に於て出征應召軍人の遺家族に傷痍軍人等を援護して出征者をして後顧の憂なからしむる爲有志の義舉に依る寄附金であつて、明治三十九年帝國軍人援護會が殘金全部を擧げて之を道府縣に配分し、戦後永く軍人遺家族及傷痍軍人並に其の遺家族等の援護の資に供せんとしたものである。

各道府縣に於ては之を特別會計として保管し、其の利子収入を以て軍事扶助團體に補助をなし或は軍事扶助法通用範圍外の者の扶助費に充當して居るのであつて、昭和十一年四月一日現在本資金の總額は二百三十萬六千二百四十圓を算してゐる。而して此の資金の元本を支出することは從來原則として許されず唯特に已むを得ざる場合に限り地方長官は内務大臣に稟請し其の許可を得て支出し得ることとなつてゐるのであるが、今次の事變に際しては、過般の滿洲事變の場合と同様、出動又は應召せる軍人の家族遺族の扶助に要する費用に限り必要な場合は、其の支出額が昭和十二年度當初同資金

元本現在額の二分の一を超えざる範圍に於て、特に内務大臣に稟請に及ばず支出することが出来ることとなつたので今後一層之が活用を期待し得る譯である。

又其の外に軍事扶助法の扶助に對する補充的意味を以て民間扶助團體の比較的自由的なる扶助が廣汎に互つて行はれて居る。軍事扶助團體の重なるものは帝國軍人後援會、愛國婦人會、帝國在郷軍人會、財團濟生會、日本赤十字社、國防婦人會等であつて、實施されつゝある事業種類は左記の通りである。

- 一 生活扶助——罹災者に對する臨時生活扶助、軍事扶助法の扶助前の生活扶助、同廢止後の生活扶助、他の扶助を受け得ざる者の生活扶助等
- 二 醫療及助産——居宅入院醫療、賣藥配給醫療費療養費の補助、身體支持具の給與修繕、居宅入院助産、同補助、産具の給與、巡回診療等
- 三 生業扶助——職業輔導授産、職業再教育、小額生業資金の給與、生業に要する器具の貸與、就職斡旋等
- 四 資金融通——恩給等を受くる迄の生活扶助費の融通、低利生業資金の融通恩給年金の融通
- 五 慰安會、慰靈祭の執行
- 六 其の他——弔慰金贈與、就學費補助、埋葬費の給與、傷痍軍人家族の住宅費の補助、出動軍人留守宅慰問、陸軍病院患者慰問、見舞(慰問)金贈與、育英獎勵、面會旅費補助、夏期兒童保養(體育保護獎勵)、慰恤金(一時金)等

昭和十一年度に於て右扶助の實施狀況は扶助戸數約五萬、人員約九萬、扶助費約四十萬圓の外、慰

安會、慰靈祭等執行の爲約十萬圓を支出して居る。これ等の事業實施に當つては有力各團體に於ては事業統制に關する協定書を作成し、有效なる実績を擧ぐること努力し、中央委員會、地方委員會を通じて分擔計畫總括表を作り統後の後援に就ては萬遺憾なきを期して居る。昭和十二年度分擔計畫總括表に於ては總計七十六萬圓を以て事業が實施せらるゝ豫定となつて居るが、今次の事變に際し、其の推移に依つては必要に應じ更に増額せらるゝことであらうと思ふ。

尙茲に兵役義務者をして後順の憂なく義務に服し得る様、退營後に於ける職業への復歸を保障せんとするの趣旨の下に、昭和六年十一月一日より入營者職業保障法が實施せられて居る。本法に於ては何人と雖も被備者(ひびしや)を求め又は求職者の採否を決定する場合に、入營を命ぜられたる者又は入營を命ぜらるゝことあるべき者に對し之が爲不利益なる取扱をなすことが出来ないことになつて居り、特に當時五十人以上の被備者を使用する雇傭主は一定の事由なき限り被備者の退營後必ず再雇傭すべき義務があるのである。又五十人以下の雇傭主に對しては法の適用はないが、成るべく此の趣旨に準じて懇切なる取扱を爲すべきことを期待するものである。同時に職業紹介機關に於ても雇傭主に於て自發的(じはつてき)に應召軍人に對し相當の給料又は手當を支給する等、種々出來得る限りの優遇の方途を講ぜられつつある事例の多いことは寔に喜ばしい次第である。

以上は法律並に制度に依る軍事後援事業の大略であるが、關係の家族遺族の中事實生活困難に陥れるに拘らず諸種の軍事扶助の方途のあることを知らない爲、或は扶助の方法が積極的組織的でない爲

に、一人でも扶助に漏るゝ者があつてはならぬのであつて、斯ることのないやうに努力することが最も緊要であると考へられる。従つて役場、方面事務所、町會事務所等には成るべく出動又は應召軍人の家族遺族に對する相談所又は世話係等を設けて常時積極的な活動に依り之が慰藉保護の上に遺憾なきを期せらるゝと共に、方面委員、在郷軍人會員、町會役員等の人達は區役所、町村役場又は此の相談所又は世話係等とよく聯絡して軍事扶助法又は其の他の方法に依る軍事扶助の方途の周知徹底方に付き大いに活動して頂き度いと思ふ。

又關係家族遺族の後援に付ては、此の際特に我國古來の醇風たる隣保相扶の精神を發揮すべき時と考へられるので、近隣の人々は勿論在郷軍人會、男女青年團、婦人會等各種民間團體員の人達は最寄の關係家族遺族に對し常時慰問に努むると共に、必要に應じ家事農事其の他に關する勞力援助等を行ひ、相扶の手を進んで差延べ、又關係家族遺族の良き相談者となつて出動又は應召軍人をして銃後に些の不安を感じしめぬやう共に力を效されんことを切望する。

非變勃發以來國民の示したる熱烈なる後援は實に驚異のものであつて、恤兵慰問金品の如きも陸軍省、海軍省及内務省受付合計八月四日現在に於ては銃後の後援の資として金二百六萬餘圓、慰問袋約十三萬箇、雜品約七十萬箇と謂ふ巨額を示して居る。此の物質的後援の背後に潛む燃ゆるが如き精神的激勵こそは各種軍事扶助事業の完璧と相俟つて、後顧の憂を全く除き忠勇なる皇軍の志氣を彌が上にも振起せしむるものと謂はねばならぬ。我々は今後引續き銃後の護りを堅うし内外相呼應して一丸となり東亞の平和確立の大使命に邁進すべきを痛感するものである。

國家總動員の構へ

資 源 局

今次の事變の爲行はれた派兵は、未ださして大規模のものではない。従つて之が爲必要なる物資の調達(調達)の如きも、之を總額として見れば、未だ必ずしも多大なりとは考へられぬ。然るに、地方的には、或は運賃の暴騰(暴騰)を見てもあり、或は相當の價格騰貴を來した物資もある次第である。思ふに、これらは地方的に突如需給の平衡(平衡)が破れた結果であつて、相互に複雑微妙なる有機的關聯を有する今日の社會に於ては、其の一端に生じた變化も、之に隣接する他の分野に、其の影響を齎すのである。此の點に鑑みるときは、今後、這般相次いで議會に上程せられたる事變關係豫算が成立實施を見る曉に於ては、更に社會の各部門に相當の影響を現すことあるべきは、容易に考へ得らるゝ所である。乃ち、速かに夫々適切なる方策を講じて、整然として些の混雜なく、起り來るべき各般の影響の各場面に對應して、所要の施設を爲し、必要の態勢を整へて行くことが、極めて肝要であると言はねばならぬ。これ即ち所謂平戰轉移の措置に他ならないのであつて、平素總動員準備に於て研究せられつた所の第一歩を進めるものである。此の過程を経て、更に事態の擴大を見るに至らば、夫々の必要に應

じて或は産業界に、或は金融界に、或は労働界に各種の戦時政策の實施を見るに至るのであつて、所謂國家總動員の實施といふ段階に進むのである。

現代の戦争が、全國力を擧げての闘争であり、従つて國防の要諦は、單に兵力の優秀、兵器の精銳を備ふるを以て足れりとせず、廣く國力全般の最高發揮に對する準備即ち國家總動員準備を併せ整ふるに在ることは、今茲に多言を要せざる所である。國家總動員準備の何たるかに付ては、疑に本週報(第三十二號)に於て述べたる通りであるが、之を要するに國防力の有效なる發揮の爲には、所要物資の増産、海外給源の利用、代用品利用の促進、廢品の回收等、巨額なる物資の軍需及民需に對し、妥當なる物資保育の措置を講じて、速かに需給の調整按配を爲し得る萬般の用意を進めるのみならず、全國民の智力、體力、道徳が、産業、科學、其他國家社會全般の活動分野に於て、一に國防力の最高發揮を自途として、悉く育成發揚せられねばならぬ。而して又、之に依つて得たる各般の人的及物的資源を國防の目的の爲に運用するに當つては、例へば勞務者の使用解職等の調整、物價の規正、物資の移動消費等の制限、各種の産業又は金融の統制等、其の需要充足の圓滑を期し、且國民生活全般の確保を圖り得る様十分の計畫、施設を講ぜねばならぬのである。而して事態の狀況、推移に應じて、其の力を注ぐ要點を異にするのは當然であつて、現下の如き場合に於ては、今や國家總動員の場合と同様の構へに迄強化せられねばならぬのである。

既に國家總動員の研究準備に付ては、昭和二年之が統轄事務機關として資源局の設置せられてより、各般協力して銳意之に當り來つた所である。之が實施を見るに至らば、更に其の緊密なる協力聯絡は固より、又國民全般の深き理解に基く、眞剣な全力を擧げての協力一致を必須の要件とするのである。固より國家總動員萬般の措置は、之を貫くに、義勇公に奉ずる我國固有の日本精神を以てして、初めて能く其の生氣漲溢せる全效果を現すことは茲に言ふを俟たぬ所である。今日或は慰問に、或は獻金に、津々浦々に普く充滿する銃後の熱誠は、此の國家總動員の基本精神の備へに於て、我に些の憂なき心強さを覺えしめるものであるが、此の機に於て、我々國民は、更めて眞の國家總動員に對する物心の構へに苟くも缺くる所なき様、十分意を致さねばならぬ。

暴利取締令の改正

商 工 省

今回の事變に際し、各種不穩當の手段に依つて、暴利を得んとした者があつたと云ふ譯ではないが、我國現下の經濟情勢に鑑みるときは、暴利取締に關し、必要な措置を講じて置くことが、適當と考へられたので、去る八月三日大正六年農商務省令第二十號を改正して、必要に應じ充分之を活用し得るやうに致した次第であるが、今此の改正の趣旨を略述することとする。

此の改正は全交改正で、従前に比し新たに加へられた事項が尠くない。暴利行爲として取締るものは、暴利を得るの目的を以て爲す買占又は賣惜と、暴利を得て爲す販賣とである。何を以て暴利と爲すかに就ては、各物品に付、其の特殊事情を考慮して決定せらるべきであるが、従前に於ける平均利潤の如きは、其の重要な基準である。

暴利を取締ると云つても、總ての物品に付てではないのであつて、國民經濟上より見て重要と認めらるゝものに付てである。之に該當する物品として擧げられたものは左の廿六品である。

- 一、金屬及其の原料
- 二、黒鉛、硼砂、石棉及雲母
- 三、機械器具及其の部分品
- 四、自動車其の他の車輛及其の部分品
- 五、電線及電柱
- 六、電燈

- 七、研磨材料
- 八、耐火煉瓦
- 九、硝子
- 十、石油及其の容器
- 十一、石炭、ロックス及木炭
- 十二、棉花、羊毛、麻及ステロプファイバー
- 十三、絲(生絲を除く)及織物
- 十四、被服
- 十五、紙類
- 十六、染料、顔料及塗料
- 十七、工業藥品
- 十八、醫藥其の他の衛生材料
- 十九、油脂
- 二十、肥料及飼料
- 二十一、生ゴム及ゴム製品
- 二十二、バルブ
- 二十三、皮革及其の製品
- 二十四、麥及小麥粉
- 二十五、砂糖
- 二十六、建築材料

右以外の物品に付ても必要に應じ追加することになるのである。

暴利行爲を爲す者と認むるときは、其の者に對し期間を定めて、其の行爲を爲してはならない旨を戒告するのである。此の戒告に依つて、不適正なる行爲の抑制を期待するのであるが、戒告に當つて必要と認めるときは、暴利行爲に係る物品の賣買に條件を附することが出来るのである。

戒告の處分を爲し得る者は商工大臣又は地方長官である。農林大臣も木炭、肥料、飼料、麥及建築材料たる木材に付て商工業者及其の團體以外の者例へば産業組合等に對する場合には、商工大臣と共に其の権限を有するのである。

戒告處分に關係する事項に付ては報告を徴し得ることになつて居る。必要と認めるときは、臨時徴し得る譯ではあるが、之に依つて、暴利行爲を爲して居るかどうかの事實を明らかに爲し得るばかりで

なく、取引價格、取引事情に付て報告を求めることに依り、暴利行為が相當心理的に抑制せられるのではないかと考へるのである。知り得た業務上の秘密を他に洩し又は健全なる取引を害することなきやうに努むるは勿論のことである。

又販賣業者に對し販賣價格の表示を命じ得ることになつて居る。表示方法としては正札の貼附、價格表の店頭掲示等種々考へられるのであるが、之を命ずる場合には物品の性状、販賣業者の業態等を考慮し適當なるものを選ぶことになるであらう。販賣價格の表示は取引價格を公開することになるのであるから暴利行為の抑制としては亦相當効果があると考へられる。

戒告を爲しても其の行為を改めないときは處罰を受けることになる。戒告に附した條件に違反したときも同様である。又報告を命ぜられたるに拘らず報告を爲さず、若は虚偽の報告を爲したるとき、販賣價格の表示を命ぜられたるに拘らず表示を爲さず、若は虚偽の表示を爲したときも處罰を受けるのである。尙法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して違反行為を爲したときは其の行為者の外其の法人又は人も處罰して取締の徹底を期することにして居る。

改正暴利取締令の内容は大體以上の通りであるが、暴利行為の根絶は結局各人の自覺に俟たねばならぬものであり、當局としては寧ろ本令の適用を受ける者一人も出づるが如きことなきやう衷心より切望して居るのであつて、各方面に於ても積極的に組合其の他の團體を中心として自治的に取締るの途を講ぜられ暴利取締に關し協力せられんことを特に希望する次第である。



銃後を護れ

號輯特三第變事

週報

號四十四第

日八十月八年二十和昭

- 長江に動く帝國海軍 (海軍省海軍軍事普及部)
- 北支・中南支の情勢 (陸軍省新聞班)
- 北支事件特別稅法に就て (大藏省主稅局)
- 支那共產軍を語る (外務省情報部)
- 第七十一回帝國議會の概觀 (内閣官房總務課)

昭和二十一年十月十八日發行

官報週報

昭和二十一年十月一日第三種郵便物認可

（毎週一回水曜日發行）第四十三號

（本書の大きさは國定規格A5判）

五錢

官報附録週報別刷

昭和二十一年八月十一日印刷發行

編輯者 情報委員會
 印刷者 東京市豊町區永田町
 發行所 内閣總理大臣官舎内
 印刷局 内閣印刷局
 東京市豊町區大手町

所 達 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五二九 振替東京一九〇〇番	一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) (城は三圓四十錢) 要不利便
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ二三 振替東京 九三九〇番 最寄書店・驛賣店	一ヶ年分未納配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。